

川崎市立小学校・聾学校・中央支援学校・田島支援学校自然教室実施要綱

1 目的

豊かな自然環境の中での集団宿泊生活を体験させることにより、自然と人間とのふれあいをとおして、心身ともにたくましい児童の育成を図る。

2 名称

川崎市立小学校・聾学校・中央支援学校・田島支援学校自然教室とする。

3 主催

川崎市教育委員会が主催する。

4 対象

川崎市立小学校及び聾学校5年生、川崎市立中央支援学校及び田島支援学校小学部5年生の児童を対象とする。

5 実施日数

川崎市立小学校・聾学校及び中央支援学校については、1校につき年1回、期間は2泊3日とする。

川崎市立田島支援学校については、川崎市立小学校・聾学校及び中央支援学校の自然教室実施との兼ね合いを考慮しながら、別途、参加児童の状態に合わせて決定する。

6 実施場所

川崎市立小学校・聾学校及び中央支援学校については、川崎市八ヶ岳少年自然の家とする。

また、川崎市立田島支援学校については、川崎市立小学校・聾学校及び中央支援学校の自然教室実施との兼ね合いを考慮しながら、別途、参加児童の状態に合わせて決定する。

7 指導体制

教職員、指導補助員及びその他の職員等をもって指導する。

8 その他

実施上の細目は、川崎市教育委員会が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則（平成15年1月30日決定）

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則（平成18年12月1日決定）

この改正要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附則（平成21年1月9日決定）

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成26年1月10日決定）

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。